

烈
祖
成
績

十
二

烈祖成績卷之十二

慶長十六年正月（一六一一）

至 十九年九月（一六一四）

慶長十六年^{辛亥}正月朔、大將軍、酒井家次を以て使と為し、前右大臣秀頼、大野主馬首治房を使と為し賀正す。治房修理亮治長弟

七日、神祖、遠州に狩せんが為に駿府を出で田中に至る。

九日、榛原に放鷹す。

十日、中泉に至り留まること数日。

十八日、駿府城に還る。年譜・創業記・家忠日記

十九日、安部新四郎重吉卒す。年八十二。神祖幼きに駿府に寓す。重吉近侍し左右を離れず。故に神祖之に悲悼す。家忠日記

二十一日、三位法印嶋津龍伯薨す。大將軍揖斐與右衛門を以て使と為し白金一千

両を購^{おく}る。家忠日記・松栄紀事・創業記曰、殉死龍伯三十余人

三月六日、神祖、京師に如く。扈^こ從する歩騎十万余人。

十一日、名護屋に至り留まること一日。

十七日、二条城に入る。

二十日、右兵衛督義直・常陸介頼宣並び従三位に叙せられ参議兼右近衛権中将と為る。家忠日記・松栄紀事作左近衛。今従公卿補任 頼 従四位下に叙せられ右近衛権少将

と為る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

二十一日、伝奏廣橋大納言藤原兼勝・勸修寺大納言藤原光豊来たり、密旨を伝へて曰はく「今將に公を以て太政大臣と為し菊桐紋を賜はんとす」と。神祖辞して曰はく「相^{ちか}国^{くに}は則闕^{くわ}の官(適任者がいなければ欠員とする)なり。臣の敢へて当る所に非ざるなり。願はくは囊^{のう}祖^そ大炊介義重及び考(亡父)廣忠に官を賜はば則ち幸ひなること莫大なり。菊桐紋は後醍醐天皇嘗て足利尊氏に賜ふ所なり。往時新田・足利両雄

威を争ふ。今菊桐紋を以て臣に賜はば是れ足利氏の栄にして新田氏の栄に非ず。家世所伝の葵を以て紋と為すに如かざるなり」と。両卿帰り奏す。天皇、之を嘉嘆（感嘆）す。

二十二日、新田義重に鎮守府將軍を、先考（亡父）廣忠公に大納言を賜ふ。上卿権大納言藤原兼勝、奉行職事右中将藤原實有なり。年譜・創業記・松栄紀事 岡崎城主本多豊後守康重疾革る。せま 大將軍、松平助十郎勝次を以て使と為し其輕重を問ふ。

是日、康重卒す。年五十八。子伊勢守康紀嗣ぐ。家忠日記・本多系図・松栄紀事

二十三日、神祖、衣冠を勸修寺光豊の第に整ふ。入朝し拝謝す。参議義直・頼宣・参河守忠直之に従ふ。杯酒を賜ひ光豊之を扶持す。退朝し光豊、神祖を勸修寺第に饗す。

是日、最上義光少将と為る。左右無所考 堀尾忠晴從四位下に叙せらる。

二十七日、天皇、位を皇太子政仁親王に伝ふ。年譜・創業記・松栄紀事

是日、参河守忠直從四位下に叙せられ右近衛権少将と為る。公卿補任・家忠日記 是に
先んじ神祖、織田有楽をして前右大臣秀頼に言はしめて曰はく「秀頼、婚成り未
だ来謁せず。想ふに年已に長し。須らく京師に来、永く両家の好よしみを結ぶべし。此
れ太平の甚(一極)なり」と。秀頼大阪に長じ未だ嘗て跬き歩ほ離内(踏み出す)せず。性又慧さとか
らず。所生大虞院猜忌多く入京を許さず。群臣其の可きかざるを知りて敢へて一語
も出さず。嫡母高臺院時に京師に在り。大阪に往き諭して曰はく「右府往かずは
則ち恐おそらくは大御所の意に忤さかふ」と。加藤清正、其の他無きを保つ。大虞院意解
け秀頼初めて大坂を出で伏見に至る。浪花戦記・松栄紀事 織田老犬大阪城に留守す。

難波戦記。上野介信包剃髮号老犬

二十八日、秀頼、京師に如ゆく。神祖悦び義直・頼宣をして之を東寺に迎へしむ。
織田有楽・加藤清正・浅野幸長・池田輝政・藤堂高虎等二十余人秀頼の輿に歩從
し二条城に入る。神祖、正殿の北に座す。秀頼其南に座し、神祖に眞盛大刀 名刀号

南泉・一文字刀・左文字短刀・駿馬一匹・黄金三百枚・猩猩皮三張・緞子二十卷・錦十卷を以て贈る。義直・頼宣其余執政近臣、各贈遺有り。高臺院も亦来会す。

献酬の礼畢おわる。家忠日記曰、饗礼甚盛。創業記曰、設饗隆盛。然神祖慮秀頼不耐煩、唯今杯酌。難波戦

記・松栄紀事亦云、三献礼畢。今從之 神祖、秀頼に左文字刀 名刀号鍋藤四郎・吉光短刀・蒼

鷹三・良馬十匹を以て贈る。諸書無為介拋創業記 秀頼帰を告げ東山に至り大仏殿を経

営するを視、豊国社に詣づ。加藤清正輿の旁に歩從す。秀頼伏見に至り舟に駕し

大阪に還る。舟中清正酒を献ず。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

四月二日、神祖、参議義直・頼宣を大阪に遣(遣)はし秀頼の来謁に謝す。白金一万兩

を秀頼に、白金二千兩・錦三百屯を大虞院に、白金一千兩・紅花三百斤を侍女に

贈る。秀頼河の上ほとりに出迎へ義直・頼宣を導き牙城に入る。之を享すこと其精豊を

極む。各佩刀一双・緞子一百卷を贈る。

三日、義直・頼宣大阪を出で伏見に至る。

五日、二条城に還る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

六日、眞壁城主浅野弾正少弼長政卒す。年六十五。第三子采女正長重嗣ぐ。家忠日

記・松栄紀事 十二日、皇太子即位す。是れ後水尾天皇たり。神祖、裏頭しかとう（頭をつつむ）

竊かに其儀を觀る。一乘院尊覺法親王後陽成帝皇子・日野唯心藤原晴光子、権大納言輝

資剃髮号唯心 側に侍す。礼畢る。神祖入朝し之を賀す。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

是日、神祖、天下の諸侯に命じ誓書三条を上たてまつらしむ。年譜・家忠日記・松栄紀事 数目載在

家（忠脱カ）日記・松栄紀事・今略之

十四日、公卿を二條城に饗し申樂なを作す。

是日、諸侯に命じ禁闕を修營せしむ。修理職内匠寮をして其事を掌らしむ。公田

を上皇に奉り之に供給す。天皇・上皇大いに悦ぶ。松栄紀事

十七日、神祖、知恩院に往く。松江城主堀尾帯刀吉晴卒す。子出雲守忠晴封を紹つぐ。

創業記

十八日、神祖京師を發し列侯本藩に歸る。

二十八日、駿府に還る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

五月七日、大將軍の第四子幸松麻呂江戸城に生まる。徳川系譜・源流綜貫。所生申（神）

尾氏。稍長依（使）保科肥後守正光子養之。故冒保科氏名正之。後賜松平氏至正四位上左近衛中将為會津城

主

六月二十四日、熊本城主加藤肥後守清正卒す。年五十。長子虎之助忠廣江府に在り。喪除し襲封し肥後に歸る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

七月、板倉勝重・米津清右衛門・大久保長安に命じ馭馬人夫の制を下す。天下諸侯に禁闕の墨壁厚八尺を築くを課す。板倉勝重之を監る。又勝重の第二子重昌を京師に遣はし墨壁を巡視せしむ。年譜・家忠日記○創業記曰、每歩銀二貫五百錢。松栄紀事曰、

遠国諸侯各輸折銀每歩銀二百五十錢。勝重命梓人中井大和守和雇（役ではなく市場でやとう）京師市人 媽港人東魯訥、西域海舶總兵官東適我の書を齎す。長崎に來貢獻す。往年阿媽港商人

を殲すを問ふ。印章を賜ひ商買を通ずるを請ふ。東魯訥は彼国の貴族なり。故に神祖召し之に見ゆ。林道春に命じ本多正純に代へ復書せしむ。往年阿媽港人、肥前商を燔殺するの罪を掲げ商賈を通ずるを許し符を賜ふ。又長谷川藤廣・後藤少三郎光次の書を作り阿媽港の酋長父老を諭し商舶を通す。羅山文集・松栄記事

八月十三日、神祖、浅間山に遊び大銃を放つ。二町余を隔て三発皆正鵠せいこくに中あつ。

近臣放つと雖へども中あつる能はざること多し。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・松栄記事 午間に鳶前殿の楼上に集まる有り。銃を放ち三鳶を連撃す。其二地に落ち其一は足に傷し飛び去る。人皆其精妙に服す。(駿府脱力)記・松栄記事

二十四日、加藤忠廣駿府に來謁し肥後を賜ふを謝す。駿府記・家忠日記・松栄記事 長谷川藤廣駿府に來謁し上言す。明みん及び南蛮異域の商舶長崎に來泊すること凡そ八十余艘と。神祖悦ぶ。細川忠興豊前の商舶を暹羅せんら(シャム)に遣はし、得る所の象牙・

白絹しろぎぬ(しろぎぬ)・孔雀・豹等の物を献ず。駿府記・松栄記事

二十八日、神祖、駿州浅畠に狩す。年譜・創業記

是月、會津の地大震す。蒲生秀行の城郭石壁悉く壊す。駿府記・松栄記事 安部正次大

番頭と為り、伏見城を更番す。松栄記事 常陸下野の盜起つ。松栄記事下野作上野。今拠家

忠日記 神祖、服部仲・細井金兵衛・久永源兵衛をして之を捕へしむ。賊、之を聞き

結党蕭聚しやうしゆす（呼び集める）。源兵衛、卒を遣はし山林を搜索し数十人を撃ち殺す。従

兵賊二人を禽ふ。仲・金兵衛悉く其党類を誅し小山・芋加羅新田等の地九十三所

に梟首す。家忠日記・松栄記事

九月十一日、大將軍の第三女、越前少将忠直に嫁ぐ為に駿府に来謁す。時に十一

歳。名喝食（かつしき）。嫁忠直。（生）越後中將光長。称高田殿 土井利勝之に従ふ。神祖之を鍾

愛し第二城に居せしむ。

十五日、申楽を作し孫女をして之を觀せしむ。列侯を召し大いに之を饗す。

十八日、孫女越前に赴く。利勝及び渡邊山城守茂之を護送す。創業記・駿府記・家忠日

十九日、神祖、林道春をして建武式目を読ましめ其得失を議る。駿府記・松栄紀事
二十七日、藤堂高虎の第に臨み申楽を觀る。義直・頼宣及び近侍群臣悉く従ふ。

日野唯心・圓光寺僧三要・金地院僧崇傳等焉に侍す。年譜・駿府記・家忠日記・松栄紀事

二十八日、越前少将忠直合こっぎん（婚）の礼成る。創業記・家忠日記・松栄紀事

二十九日、毛利三次郎就隆初めて神祖に謁す。駿府記。就隆、輝元第二子。長門守秀就弟。

後任日向守

是月、呂宋人駿府に来貢す。葡萄酒・南蛮蠟・綾絹等の物を献ず。去歳、京師の

商田中勝介、後藤光次に就き上言す。東海の東八九千里に濃毘ノビスパン須般国（スペイン領メキ

シコ）有り。古より我邦と通ぜず。願はくは往き其国を覓もとめんと。神祖之を許す。

是月、勝介、五色羅紗・葡萄酒を献じて云はく、「其国金銀多し、成（戒）むるに日本人

を以て再来すべからず」と。駿府記・松栄紀事

十月二日、加藤忠廣年幼きを以て藤堂高虎を肥後に遣はし其国事を監しむ。監使牟禮江右衛門・小津瀨兵衛之に従ふ。松栄紀事不日。家忠日記係十六日。今從駿府記。按ずるに、元和元年大阪の役に監使小津瀨兵衛有り。小津蓋し小澤の訛。

六日、神祖江戸に如く。中路に各所に放鷹す。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事 本多正純・安藤直次・成瀬正成・村越直吉・松平正久等扈從す。日野唯心に俸米五十石、水無瀨一斎に八十石を給ふ。一斎藤原親氏子。左近衛權中将親具剃髮号一斎 山科少将藤原言緒 言経子、後為參議 ・舟橋式部大輔清原秀賢・冷泉侍從藤原為滿 為益子。至權大納言 各黄金・衣服を賜ひ從駕す。此輩常に左右に侍し典故を挙げ古今を談ず。故に神祖之に親しむ。駿府記・松栄紀事

十日、大久保忠鄰の長子加賀守忠常卒す。年三十二。大將軍之を悲悼す。駿府記・家

忠日記・松栄紀事

十四日、神祖神奈川駅に至る。大將軍來謁す。

十五日、神祖稻毛に放鷹す。

十六日、江戸城に入る。列侯品川・芝・金杉に出で之を迎ふ。

二十日、大將軍、本多正純以下駿府扈從の群臣を饗し、鶴の羹及び茶を賜ふ。

二十一日、神祖近郊に放鷹す。大將軍申樂を大城に設け群臣をして之を觀しむ。

山科言緒・冷泉為滿・舟橋秀賢大將軍の側に侍す。

二十二日、神祖の命を以て又申樂を設け夫人をして之を觀しむ。列侯の母及び女子質として江府に在る者、皆登城を許され之を觀、饗を賜ふ。駿府記・松榮紀事

二十四日、大將軍、神祖を大城に饗す。門外に出向ふ。世子竹千代麻呂・弟国松

麻呂玄關に出迎ふ。幼孫神祖の左右の手を執り燕寢えんしん（天子の休む御殿）に入る。大將軍親

ら膳を捧ぐ。本多正信座に侍し政事を談及す。

二十五日、神祖増上寺に往き觀智国師に白金・衣服を賜ふ。

二十六日、戸田に放鷹す。

二十九日、河越に放鷹す。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事

是月、神祖、舟橋秀賢をして画工狩野某画く所の大内及び日本大祖(社)図を監しむ。

松栄紀事 長谷川藤廣に命じ書を呂宋国王に遣はす。刀一双を賜ひ符を賜ふ。商舶を

通ずるを許す。又書を占城チャンパ(インドシナ半島の王国)国王に遣はし刀一柄を国王に、衣服

を国王夫人姊し(姉)妹に賜ひ、奇楠香を売るを諭す。皆林道春をして(書を)作さしむ。

駿府記・羅山文集・松栄紀事

十一月五日、忍城に至る。大將軍、土井利勝を以て使と為し起居す。

六日、大將軍鴻巣に狩す。

九日、觀智国師・土井利勝・成瀬正成を新田に遣はし新田義重・義貞の旧跡を捜訪せしむ。

十二日、神祖忍城より河越に還る。中将義直駿府に在り痘瘡を患ふを以て、將に駿府に帰らんとす。大將軍鴻巣より来謁す。

是夜、觀智国師・土井利勝等新田より還りて曰はく「老農有りて言ふ。世良田近郊に古寺遺址有り。是れ義重・義貞の旧跡なり」と。利勝民夫をして之を掘らしめ瓦石古仏を得。神祖悦び一寺を新田金山麓に建て大光院と号す。創業記・駿府記・

家忠日記・松栄紀事 先考廣忠公の為に松應寺を岡崎に創す。並び封戸を附し住持僧に紫衣を著るを許す。義重及び廣忠公官を賜ふ勅書二寺に蔵在す。松栄紀事。按ずるに、

二寺を造立するは此の時のことに非ず。本書因りて新田旧跡を得る故に是を終言す。今之に従ふ。

十四日、大將軍江府に還る。大將軍、性至りて孝。事毎に誠を尽くす。神祖遊獵の地に毎日近臣を以て問安し治具を供張し周悉たらざる莫し（氣づかいが行きとどく）。

神祖大いに悦ぶ。駿府記・松栄紀事

臣按ずるに、孝は百行の本。物則ち民彝^{（要）}（^{みんい}人の道）、皆是に由り立つ。然して

其悪は必ず愛敬を以て先と為す。真徳秀、天子の孝を釈して曰はく「孝の孝たる、愛敬二者に出でざるのみ。親を愛するの心を推し以て人を愛す。而れば疾悪

する所無し。親を敬するの心を推し以て人を敬す。而れば慢易する所無し。則ち天下の人皆吾愛敬中に在り。先聖、天子の孝を述べ以て士庶人に及ぶ。然れば愛敬二者より外無きなり」と。揚子雲曰、考莫大於寧親。莫大於四表（国の外の地）之驩（歡）心台廟能く愛敬の道を尽くして神祖の驩心かんを得、以て四表に及ぶ。其孝を為すも亦大たり。神祖既に基業を開く。而して台廟善く其志を述べ（伸べ）人心率服す。徳沢遐か（とおい）裔しんむに被る。守文主器（祭祀の中心者）以て憲を万世に垂る。盛んなるか
な。

十五日、義直の痘候平安の報至る。故に神祖帰期を緩にす。

十六日、神奈川に至る。大將軍来謁す。創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事

是日、上杉景勝来謁す。

十七日、伏見街市大焼すること千余宇。諸侯の第宅に延及す。駿府記

十八日、神祖藤澤に至る。大將軍江府に還る。

是日、佐竹義宣来謁す。

十九日、中原に至る。鎌倉莊殿院僧、保曆間記を献ず。駿府記・松栄紀事

二十二日、駿府に還る。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事

晦、陸奥の海溢る。仙台及び南部・津軽の海浜に溺死する者八千余人。駿府記・松栄

紀事

是月、明人駿府に来。神祖之を召見し、長谷川藤廣に命じ、凡そ外国船の何の津たるを問はず、来泊する者悉く長崎に送り之を点検せしむ。駿府記・松栄紀事

十二月十三日、松平政宗の嫡子虎菊麻呂、首服を大將軍の前に加へらる。諱字名

忠宗を授け三原正家刀を賜ふ。家忠日記○本書此下書。有馬豊氏長子忠郷初謁大將軍。時九歳。按

ずるに、忠郷の元服叙任実は十八年に在り。丁（下カ）文に書す。故に取らず

（十）五日、琉球使駿府に来。藥物土宜を献ず。年譜・創業記・駿府記・家忠日記

二十一日、神祖、田中に放鷹す。

二十六日、城に還る。駿府記

晦、犬山城主平巖主計頭親吉卒す。年七十。子無く嗣絶ゆ。年譜・家忠日記○創業記曰、

神祖聞主計頭死曰、病重則当還犬山。死于城中而死于名護屋。不得其所甚無謂也

是月、神祖、吉田子(了)以に命じ河を鑿うがち淀河を引く。三條に達し以て漕運を通ず。

創業記・駿府記・羅山文集・松栄紀事

是歳、山口重政の采邑を五千石増す。前の通り食一万五千石。一尾通春に采邑一千石を賜ふ。家忠日記。本書書淡路守。按ずるに、通春八年初めて麾下に仕ふ。十八年淡路守と為る。

蓋し之を追書するなり。久留嶋右衛門佐康親卒す。年三十一。其子通春嗣ぐ。通春後任丹

波守 植村法印卒す。年七十三。土佐守泰忠八年〔致〕仕。披剃 寺澤二郎忠清 志摩守廣高長

子 従五位下に叙せられ式部少輔と為る。松平利隆の子新太郎江府に来謁す。時に

三歳。大將軍、国俊短刀を賜ふ。家忠日記。新太郎、長而名光政、任少将領備前及備中数郡 神

祖、諸国の貢税を江府に運び大將軍の倉庫に蔵するを下令す。美濃・伊勢及び近

江十三万石の貢税は駿府に蔵す。松栄紀事

十七年壬子正月朔、大將軍、本多忠朝を以て使と為し、前右大臣秀頼、薄田隼人正兼相を以て使と為し賀正す。年譜・創業記・家忠日記

七日、神祖狩を遠参尾三州の地に為す。駿府を発し田中に至る。

十五日、吉良に至る。

是日、藤堂高虎肥後より還り地図を献じ国事を言ふ。

十七日、使を京師に遣はし放鷹し獲る所の鶴を上皇に献ず。

二十日、岡崎に至る。

二十六日、大樹寺・松應寺に詣で先塋えい(墓)を拜し寺僧に物を賜ふ。

二十七日、名護屋に至り城隍土木の事を成瀬正成・竹腰山城守政信に命ず。播磨

太守池田輝政罹疾す。

二十九日、神祖使を遣はし之を問ふ。

二月三日、遠州界川・二川等の山に狩す。卒五六千人を列し放銃飛矢し猪鹿を多く獲る。

四日、中泉に至る。大將軍、成瀬豊後守を以て使と為し神祖を起居す（付き添う）。

十一日、神祖駿府に還る。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事。但還駿府、三書作六日。

今從駿府記・松栄紀事

三月十一日、大將軍駿府に如く。本多正信・大久保忠鄰・酒井忠世・土井利勝・青山図書助・山口重政・神尾五兵衛・水野忠元・井上半九郎正就等從駕す。正就、

安部大藏定吉孫。井上半左衛門清秀子有故更氏。事見卷第一。正純後任主計頭為執政

十七日、大將軍駿府西城に入る。

二十五日、神祖、大將軍を牙城に享し申樂を設く。

二十六日、茶会す。日野唯心・京極忠高接待す。神祖親ら茶を点ず。事畢り神祖、投頭巾・檜柴二つの小壺を出だし之を扨び取れと。大將軍投頭巾の小壺を取り扨

戴して退く。年譜・創業記・家忠日記○駿府記・松栄紀事並曰、此陶器茶人紹鷗所愛。初見之不覺投頭巾。故名之。当世無双珍器。時人重之

二十八日、大將軍、藤堂高虎の駿府第に臨み申樂二第を觀る。義直・頼宣之に従ふ。創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事

是月、伊豆般若院僧快運、続日本紀を献ず。神祖、林道春をして之を讀ましむ。

又道春を召し論語を講じ東鑑・盛衰記の異同を参覈かく(しらべる)せしむ。駿府記・松栄紀

事 本多正純の部下土岡本大八、有馬晴信と交通す。晴信を欺き執政に賂せしむ。

多く金銀を得自ら互市こし(商売)を為す。晴信に寄書し詐きて云はく「密旨有り、応に

往年晴信蛮舶を破る功を以て鍋島信濃守管内数郡の地を賜ふべし」と。晴信之を

信じ大いに悦び書を正純に遣はし之を謝す。正純書の意を解せず。神祖に白すもつ。

輒ち晴信を召し之を按問す。大八罪重きを知り自首す。之を捕へ下獄せしむ。其

の免かるべからざるを知り獄吏に告げて曰はく「往年晴信、長谷川藤廣を忌む。

謀り之を殺さんと欲す」と。獄吏聞くを以て乃ち晴信を鞫問し実を得、獄決す。大久保長安をして之を甲州郡内に幽せしむ。晴信遂に自殺す。大八を阿部川上に燔殺す。神祖晴信の子左衛門佐直純に命じて曰はく「父罪有り誅に伏す。其子積すべからず。然れども直純十五歳時より近侍し忠を尽くす。又父の奸謀に与くせみず。故に新たに采邑四万石を賜ふ。宜しく長崎を鎮むべし」と。父の封を紹襲するに非ざるなり。創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事

是春、神祖、故松平康元の女を養ひ子として毛利秀元に嫁す。東山大仏殿成る。初め豊臣秀吉大殿を嘗す。

元年（慶長）七月、地大震し殿倒れ像壊す。秀吉怒り僧を叱して曰はく「仏像を安置するは国家安泰たらしめんと欲すればなり。今其身を庇ふ能はず。何ぞ能く人を救はん」と。因りて弓を弯ひき之を射す。信濃善光寺の仏像を迎へ之を安置す。未だ供養せずして秀吉薨なんするなず。無なんするな何く国家多事。時の人流言するに、善光寺如来他所

に移せば則ち其地必ず凶たりと。乃ち仏像を信濃に送り還す。七年、秀頼毘盧遮那大像を鑄せしむ。治工誤り失火し像燬け堂宇灰燼と為る。此年、神祖人をして秀頼に言はしめて曰はく、「宜しく大像を造り以て太閤の志を畢すべし。願はくは秀頼、其宰片桐且元に命じ之を再造せしめよ」と。十五年、梓人（工匠）中井正次鳩工嘗構す。神祖、京尹板倉勝重をして且元と議り其事を董さ（監督する）しむ。是に至り大像殿堂成るを告ぐ。秀吉譜・松栄紀事 勝重駿府に抵り京師の庶務を上言す。神祖、勝重に謂ひて曰はく、「近世耶蘇宗を奉ずる者多し。宜しく天下に令し一切禁断し邪徒を攘斥すべし。京師に耶蘇寺院有り。宜しく悉く之を毀つべし」と。小笠原権之丞・榊原加兵衛等邪法を奉ずるを以て悉く之を流竄す（遠地に押し込める）。大將軍、麾下の士に命じ十人を以て保と為し互いに相糾察せしむ。故に邪徒皆屏息す。有馬直純命を奉け浄土宗僧幡隨を高来郡に招き其法を闡揚す（世にしらせる）。耶蘇邪徒之に化し法を變する者多し。其不變なる者悉く之を誅す。松栄紀事

四月二日、加藤忠廣駿府に来謁し父の封を紹ぐを謝し黄金一百枚・時服二十領を献ず。創業記・駿府記・松栄紀事 鍋島勝茂使を駿府に遣はし黄金五十枚・猩猩皮三十尋を献じ以て岡本大八の姦詐を糾断するを謝す。其父直茂も亦黄金を献ず。駿府記・松

栄紀事

九日、土屋民部少輔忠直卒す。年三十五。家忠日記・松栄紀事 大將軍駿府に淹留し時務の宜するところを面受す。

十日、駿府を発し江府に還る。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事。諸書入江城日闕。無

所考

十四日、今川氏真入道宗ぎん閻京師より駿府に来謁す。神祖款接談旧す。駿府記、松栄紀

事

十九日、比叡山南光坊僧正天海諡慈眼大師 駿府に来、武州仙波喜多院に住するを告

ぐ。神祖白金・衣服を賜ひ封戸を給ふ。是より天海(普遇けんくつ) 春過日に渥しあつ 駿府記・松栄紀

事

是日、致仕常陸介佐竹義重卒す。

二十日、吉田城主松平民部大輔忠清卒す。年二十八 創業記・家忠日記・松栄紀事

二十五日、伝奏廣橋大納言藤原兼勝・勸修寺大納言藤原光豊、使を遣はし告げて

曰はく「春日祠官上言するに、大宮及び若宮の千木損^{たく}壊^{さける}す。災異^{せん}荐見^{せん}す（か

さねておこる）。故に天皇齋戒し慎む」と。神祖報^{かえ}して曰はく「両宮歲月既に久し。故

に損壊するのみ。大將軍須らく之を修造すべし。卿等以て災異と為す勿れ」と。年

譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

五月十四日、會津若松城主蒲生飛驒守秀行卒す。年三十五。子忠郷嗣ぐ。時に十

歳。神祖の外孫なり。年譜・家忠日記・松栄紀事 創業記曰、秀行好酒故縱多不法。及卒時童本山主

膳・岡左衛門二人殉死

六月二日、神祖江府に街衢を分置す。後藤光次に命じ京師及び泉州界津商人に宅

地を賜ふ。駿府記・松栄記事

二十七日、本多正信・酒井忠世をして肥後に牒せしめ加藤忠廣の部下の士を処分す。九鬼志摩守良隆 長門守守隆子 駿府に来初めて謁す。神祖来国次らの短刀を賜ふ。

家忠日記

是月、上皇不予(病氣)たり。神祖、水無瀬一斎・山科言緒・舟橋秀賢・冷泉為満等をして京師に還し之に候はしむ。各贈遺有り。駿府記 加藤忠廣江府に之き大將軍に謁す。還り駿府に至る。神祖、国次・国光双刀を賜ふ。忠廣藩に還る。駿府記・松栄

紀事 小笠原左衛門佐信之を以て古河城主と為し二万石を賜ふ。創業記・松栄記事。拠二書及酒井系図、信之酒井忠次第三子。小笠原信嶺子養之。食武州本所一万石○創業記・松栄記事並曰、移封

古河城主松平康重於笠間食一万石。按ずるに、六年二月康重笠間食三万石に封ぜらる。上文二書を見るに疑ふらくは誤り有り。故に取らず。江府に亡頼の少年有り、結党し相聚まること三百人ばかり。姣衣こ(うつくしい衣服)を著き大刀を佩おび状貌異常たり。或は白昼に殺人し或は婦女

を凌辱す。世に歌部伎者と称す。麾下少壯の士喜び以て徒に比ならび奴隸と為る。諸国に浸淫し無慮三千余人。人皆之を告す。大將軍下令し之を捕ふ。数十人を獲り法に処す。麾下の士も亦其党有り。之を按じ実を得、穂阪長四郎・阪部金太郎を越後に、岡部藤次を南部に、米津助十郎を津輕ざんに竄す（押こめる）。党与悉く誅に伏す。創業記・駿府記・松栄紀事

七月、内藤豊前守信成卒す。年六十八。子紀伊守信政嗣ぐ。家忠日記・松栄紀事・内藤系図 因果居士京師より駿府に來。神祖嘗て之を識る。故に召し之に見まゆ。問ひて曰はく「汝尚ほ存るか。年は幾つか」と。対へて曰はく「八十八なり」と。駿府に留めしめ時々之を召し往事を談ず。駿府記・松栄紀事 抛信長記・信長譜、信長公在安土時、

浄土・法華二宗僧作法論。因果居士断之せんら暹羅（シャム）の商、緞子・緋羅・鮫皮を献ず。神祖、召し之に見え近臣をして南蛮諸国の事を問はしむ。駿府記・松栄紀事 圓光寺僧、黄氏日鈔三十卷を献ず。僧三要の遺留物なり。駿府記

八月四日、呂宋船主類子、緞子及び蜜二壺を献ず。長谷川藤廣上言するに、我商明及び呂宋等の諸国に往き貿易して帰る。明及び諸蛮商船多く来泊す。白糸十四万斤・其余絹帛・綾羅梱載して来。阿蘭陀船卒戸(平)に来泊すと。駿府記・松栄紀事

十三日、神祖、瀬名川に漁す。年譜・創業記・家忠日記

十五日、明商一官祖官、薬物を献ず。神祖之を召し異邦の事を問ふ。駿府記・松栄紀事

十六日、本多正純に命じ米二万石を春日社に附し寢殿を修営せしむ。駿府記

是月、池田輝政疾瘳え駿府に來。神祖之を慰勞す。輝政江府に之き大將軍に謁す。

春(普)遇殊に渥く松平氏及び蜂屋郷刀・良馬二匹を賜ふ。家忠日記・松栄紀事 吉田了以商

船を安南に遣はし毎年往来す。後藤光次之を啓す。是に至り紅糸・緋紗・綾・沈

香・縮沙・班猫(昆虫、薬リュウマチの痛み止め)・葛・亭長等の上る薬物を献ず。神祖、

慈仁たり。政事の暇に意を用ゐる周摯(し)たり。異域の事は長谷川藤廣之を言ひ、商賈

の事は後藤光次之を言ひ、仏寺の事は金地院長光崇傳之を言ふ。務めて天下人民の産業豊足に各其所を得るを欲す。故に此を知る。駿府記・松栄紀事

九月三日、松平輝政駿府に至る。

翌日、神祖茶会を設け輝政を享す。山名禅高・藤堂高虎接伴す。壁上に掲ぐる所の廬堂の墨蹟・若狭正宗刀及び鷹馬を賜ふ。放鷹地を摂州に給ふ。輝政拝謝し京師に之く。

十八日、輝政参議を拝す。大將軍の汲引する所なり。創業記作十三日、輝政至駿府、十五

日、神祖享之。今従家忠日記・松栄紀事

二十七日、制三条を一乗院に下し興福寺の法式を定む。年譜・家忠日記

是月、蒲生忠郷駿府に来謁す。創業記 本多政朝甲斐守と為り水野元綱備後守と為る。

並び従五位下に叙せらる。家忠日記・松栄紀事。元綱分長子。分長更称弾正忠故襲称備後守

是秋、東大（以下、但馬、岡部伊豫と忿言有り云々……までの間欠文）但馬、岡部伊豫と忿言有り。

伊豫怒り駿府に往き之を訴へんと欲す。

十月、牧主殿と越前を出で駿府に之かずして高野山に登る。但馬己の家に抛り出でず。越前騒擾す。本多富正も亦讒せられ府中城に在り。然れば公事を重ぬ。

十九日、兵を率ゐ北莊に馳せ至り、但馬家を囲む。但馬銃矢を放ち之を拒ぐ。富正の兵死傷多し。富正衆を励まし急進し之を攻め破る。但馬の「父カ」子及び部下の士一百五十人皆鬪死す。弓木左衛門・上田隼人相継ぎ自殺す。事平し、富正功を以て冤を雪く^すを得。今村掃部助・清水丹後守、富正と積（年来の關係）相能からず。

二人駿府に往き之を訴ふ。創業記・松栄紀事

閏月二日、神祖江府に如く。中路に放鷹す。

十二日、江府に至る。

二十日、忍に放鷹す。松栄紀事作二十七日。今從創業記・家忠日記 大將軍、鴻巣に放鷹す。

十一月十二日、松平忠利の参州西郡の采邑一万石に更へ、吉田城三万石を賜ふ。

四月、吉田城主松平忠清卒す。子無き故に是の命有り。忠利の旧邑西郡の地五千石を忠清の弟玄蕃允清昌に賜ふ。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

十三日、本多富正・今村掃部助・清水丹後守、忍に至り相訟ふ。神祖、土井利勝をして之を聴かしむ。利勝、掃部助の旅寓に往き富正を呼び二人の間に座す。其訟を審問し笥記(報告書)す。夜既に闌たり(晩くなる)。神祖、利勝を召す。利勝起たず。おもむろ徐に二人の辞を書き捧げ神祖の前に至る。神祖之を取り読むこと一・三行、利勝に謂ひて曰はく「当に江戸に抵り大將軍と此訟を聴すべし」と。

二十六日、神祖江府に還る。

二十八日、神祖、本多富正・今村掃部助・清水丹後守を西城に召し其訟を断ず。

大將軍焉これを聞くあずかに与る。掃部助・丹後守の辞曲たり。掃部助を仙台に、丹後守を巖城に竄す(押し込める)。富正辞直たるを以て越前に帰す。執政故もとの如し。創業記、流

竄二人係十二月二日。今従年譜・家忠日記・松栄記事

十二月二日、神祖江府を発し歸路各所に放鷹す。

十二日、禁闕・仙洞の宮殿を修造す。

十五日、神祖駿府城に還る。年譜・創業記・家忠日記・松栄記事

十八日、黒田長政の長子万徳麻呂首服を神祖の前に加へらる。右衛門佐と称し長光刀・正宗の短刀及び鷹馬を賜ふ。家忠日記 是歳、神祖、安藤重信をして中国・九州の諸侯に命じ役下を課せしむ。(丁)

江府の津口を鑿うがち以て漕運を通ぜしむ。又江城の塹隍石壁を修築し名護屋城を修營せしむ。松栄記事 小笠原信之の武州小見郡の采

邑に更へ古河城を賜ふ。増封二万石。青山幸成に下總高崎邑一千石を増す。安藤

重信に小美川の地五千石を増し前の通り一万石。松平大隅守重勝に越後三條城を

賜ふ。重勝二郎右衛門重吉子 以て上総介忠輝の臣と為す。家忠日記・松栄記事 家忠日記曰、

重勝時為大番頭。自為忠輝之臣以其子淡路守重長為大番頭 生駒正俊從四位下に叙せられ、松平

隆信吉岐守と為る。戸田忠能 土佐守高次子 因幡守と為り畠山義直長門守と為る。松

平康信若狭守と為り。紀伊守家信長子後叙従四位下、為丹波笹山守城主。寛文七年致仕剃髮号別峰。並び従五位下に叙せらる。家忠日記。蒔田権之助来、駿府に侍す。去年前右大臣秀頼二條城に来。神祖、片桐且元に謂ひて曰はく、「今より秀頼の麾下一万石以上の士須らく^{ていばん}遞番（かわるがわる）に駿府に一兩年来住すべし。何則事無く日を送れば則ち士風損じ易し。宜しく来て^{ろくらく}勒絡（兵の統御）を習ふべし」と。故に権之助来侍す。大阪の土駿府に侍することは是れ其始と為る。大阪記。神祖、三浦五左衛門正重の子亀千代をして三浦氏を更へ土井甚太郎と称せしむ。家忠日記。本書曰、甚太郎之母土井利勝之妹也。

故使冒母氏。元和元年又復三浦氏称志摩守。大將軍、土井利勝を以て駿府に使せしむ。神祖黄金一千兩を利勝に賜ふ。法式を戸隱山顕光院・曹洞宗總寧寺・竜穩寺・大洞院に各五条、真言宗長谷寺に三条下す。徳永法印寿昌卒す。年六十四。子出雲守可重嗣ぐ。稻垣平右衛門長茂卒す。年七十四。子藤助重綱嗣ぐ。家忠日記。重綱襲称平右衛

門後任撰津守。曰（○）大阪記曰、是年大野治長寄書松栄利光。為資右府之用乞貸黄金一千枚。利光即上其

書於駿府。神祖覽之曰、近年秀頼大修祖社仏寺。其費不貲。宜有此事。竟不問。侘書所不載。附以備攷

十八年癸丑正月朔、大將軍、酒井家次を以て使と為す。駿府記

二日前右大臣秀頼、大野治房を以て使と為し賀正す。

七月、神祖田中に放鷹す。(目) 年譜・創業記・家忠日記

二十一日、黒田右衛門佐謁す。大將軍、松平氏を賜ひ諱字を授く。名忠之。佩刀一双を賜ふ。松平輝政疾す。使を發す。其子利隆歸藩看護す。家忠日記

二十五日、播磨太守参議従四位下松平輝政姫路城に卒す。年五十。神祖・大將軍甚だ之を悼惜す。使を遣はし賻ふ(弔慰金)を賜ふ。年譜・創業記・家忠日記・松榮記事

是日、大將軍、山口重政の采邑を奪ひ之を放つ。是に先んじ、大久保忠鄰、石川康通の女を子として養ひ重政の長子伊豆守重信に嫁す。康通卒し其子暴横にして

数法すうぽうを犯す。故に禁錮す。按ずるに、十二年七月、康通卒し子忠義嗣ぐ。後安藝守と為る。禁錮

其後に在るか。未詳 重政、其姻婭(姉妹の夫どうし)を以て之に座し黜ちぢせらる。子重信と武

蔵入間郡に屏居す。重政上書して曰はく「臣、婚を求むるに非ず。忠鄰強ひて請ふ故を以て結婚す」と。忠鄰聞きて之を深く憾む。うら創業記・松栄記事 松栄記事曰、明年忠鄰被罪亦以此故也。

二月朔、松平忠之從五位下に叙せらる。家忠日記

十五日、安藤重信・村越直吉を播磨に遣はし国事を処分せしむ。年譜・家忠日記・松栄

記事

二十日、青山播磨守忠成卒す。年六十三。子伯耆守忠俊嗣ぐ。播磨守、家忠日記作常陸

介。抛寛永系図。忠成後任播磨守。蓋以頼宣卿称常陸介改任也。但不知其在何年。今從創業記

二十四日、天野三郎兵衛康景相州狩野に卒す。年七十七。諸士傳略康景棄城出奔。在上文

十二年二月

二十五日、大久保石見守長安死す。年譜・創業記・家忠日記・松栄記事

是春、神祖、片桐且元・大野治長に采邑各五千石を増す。大阪記○慶元記曰、十九年四月、

神祖召大野治長於駿府。詔聞秀頼有異図。治長陳謝。神祖意解、増采邑五千石。片桐且元之弟主膳正元重亦増采邑。徳川記曰、六月増治長五千石。按ずるに、駿府記十九年九月、神祖、本多正純・崇傳長老をして且元に謂はしめて曰はく、「市正・主膳正に采邑を増すは大御卿（所）、秀頼に報ひ（賜）ふ所なり。宜しく其恩に感荷すべし」と。之に拠れば則ち大阪記書く所得たり。其れ実たれども元重の采邑を増すは何時在るかを知らず。故に書かず。

四月、上総介忠輝・松平政宗駿府に來謁す。政宗、忠輝の妻の父なり。神祖之を享すに点茶す。日野唯心・山名禅高接伴を為す。松栄記事 是に先んじ、泉州界津奉行米津清右衛門の吏貪墨賂を受け清右衛門之に座す。

五月二日、阿波に流す。駿府記・松栄記事

五日、照高院道勝法親王 陽光院皇子、後陽成帝母弟。後更興意。三寶院門主 松栄記事書三寶

院法親王。按ずるに三寶院は摂家精華の子弟入室す。法親王の資に非ず。紀事誤れり。今駿府記に従ふ。又按ずるに、二條関白春良公の子大僧正義演、天正十二年、准三后の宣旨を蒙る。此晴（時）三寶院門主、蓋

し義演なり。然れば關疑し書かず。駿府に来、本山・当山修驗道の事を争ひ訴ふ。神祖之を裁決し教令を下し法制を定む。武州不動院を逐ふ。松栄記事

十一日、中坊左近秀政を以て南都奉行と為し飛驒守を襲任せしむ。和州諸將軍傳

十九日、印章を本多富正に賜ひ越前の政務を施行せしむ。松栄記事 今村掃部助・清水丹後守の党争訟す。未だ息^やまざるに中川出雲守・廣澤兵庫助又富正の事を訴ふ。

按驗するに実無し。故に二人を竹島に流す。周防守枉事を誣し許さると雖へども其の逮はるるを恥ぢ自殺す。駿府記・松栄記事 神祖、本多丹下成重を以て忠直の宰と為し丸岡城食邑四万石を賜ひ、富正と国政を聞くに与らしむ。創業記・松栄記事二書並

曰、成重作左衛門重次之子。太閤馭海内時、從秀康卿在大阪。重次以太閤之故屏居上總井戸而卒。成重在駿府也。侍神祖。至是為忠直之臣。後称飛驒守

二十日、松平利光駿府に来謁し白金五百枚・綿五百屯・紅絹纁絹各百匹を献ず。

其臣横山山城守長知 大膳更称山城守・奥村河内守・奥村撰津守並び拜謁す。利光江

府に往き大將軍に謁す。駿府記・松榮記事

六月六日、大將軍、安藤重信を駿府に遣はし松平輝政の旧封を処分するを請問す。

神祖、本多正純を以て重信に副へ江府に抵らしむ。議定し播磨を輝政の長子武蔵

守利隆に、備前及び播磨完栗・佐用・赤穂二郡を次子左衛門督忠繼に、淡路を季

子宮内大輔忠雄に賜ふ。

十六日、令五条を制し京尹板倉勝重をして之を奏せしむ。其一、当に簪纓(しんえい)の族に殺

し家々の学業昼夜(懈おこた)解(勵)らず属精増進すべし。其二、老少に限らず放縱にして法を

犯す者罪の輕重を量り其年序を定め流に処す。其三、日夜番直の老少敢へて懈弛(かいし)せ

ず。其威儀を正し朝参式の如(こと)かれ。其四、昼夜を限らず事故(理由)無くして街衢を

彷徨するを得ず。其五、公宴の外私会し以て博賭すべからず。又亡頼(ぼうらい) (やくざな者)

の徒を以て青狩(侍)と為すを得ず。違反する者は流に処すること先条の如し。以上五

撰家両伝奏より告報有らば則ち宜しく武家之を裁断すべしと。年譜・駿府記・家忠日記・

松榮記事 又僧徒紫衣を著するの制を定む。大徳寺・妙心寺・知恩寺・知恩院・浄華

院・栗生光明寺・黒谷金戒寺 家忠日記無知恩寺而有泉酒（涌力）寺今從駿府記 以上諸寺住持

当に勅許を下さざる前に告報し器を選び之を許すべしと。 駿府記・家忠日記

十九日、一尾通春從五位下に叙せられ淡路守と為る。 家忠日記 是に先んじ、神祖の
女子松平輝政夫人を駿府に召し其悲哀を慰む。

二十二日、夫人姫路に還る。

二十六日、美作国主森忠政を駿府に召す。 （善）
かんきよく 春遇款曲（手厚くもてなす）たり。松平忠繼

年少たるを以て政事を補導するを諭す。忠政、忠繼の妻父なり。 駿府記・松榮記事

七月九日、大久保長安・子藤十郎外記等七人を誅す。初め長安、財利に長ずるを
以て微賤より登庸せらるること六年。是年に至り金銀坑を監ること凡そ十三年。

毎歳佐渡・石見等諸国を往来し其貢税を収む。権勢薰灼奢を窮め欲を極む。 （そつ） 賊を
犯すこと枚挙すべからず。死後姦露し其子七人を捕へ之を幽し、其家を籍没す。

属吏を考究し是に至り獄決す。属吏の法を犯する者皆誅に伏す。年譜・創業記・家忠日記・松栄記事 長安、便佞（巧言）にして黠智（悪知恵）多し。外に廉直を飾りて内に貪婪を懐く。故に其首領を全うするを得。鵜殿兵庫・佐佐淡路守之に座し流竄す。創業

記曰淡路守兄弟、信長秀吉以来以善調鷹得名故神祖召之駿府眷遇。至是連座 弓削多源七郎・久貝忠

三郎等も亦譴責を蒙る。総検校高山誕生、善く琵琶を弾くを以て世に名あるも亦

之に座す。其余の検校六七人皆連座し職を褫はる。創業記・松栄記事

二十一日、松平忠左衛門勝隆 後任出羽守 大番頭と為り甲士七千騎・歩卒五十人を領

す。家忠日記

八月二十二日、松平利隆及び弟忠継駿府に来、襲を謝す。利隆守家刀・白金三百枚を献じ、忠継長光刀・白金二百枚を献ず。兄弟江府に之き大將軍に謁し献物す。

家忠日記係七月、今從駿府記・松栄記事

二十五日、和歌山城主浅野紀伊守幸長卒す。年三十八。子無く弟右兵衛佐長晟封

を紹^つぐ。長晟後更但馬守

九月十七日、神祖放鷹の為に江府に如く。

二十六日、神奈川駅に至る。大將軍来謁す。

二十七日、江府西城に入る。

是日、沼津城主大久保治右衛門忠佐卒す。年七十七。其子相継ぎ死し嗣継^(絶)す。年譜・

創業記・駿府記・家忠日記・松栄記事 是に先んじ、阪崎对馬守孝親 宇喜多左京亮以其族中納言秀

家党於「」徒更合(会)氏。後更称出羽守 妹夫富田知治と相訟す。初め孝親の侍童罪有り、

近習の士をして之を斬らしむ。近臣左門は孝親の甥なり。之の為に仇を報さんと

欲し潜かに侍童を斬る者を殺す。孝親忿^{いか}り之を謀らんと欲す。左門出奔し知治の

家に匿^(在)る。時に知治安濃津城に右^(在)り。孝親数^{しばしば}使を遣はし之を索む。知治出だすを

肯^{がえ}んぜず。孝親其忿^{いかり}に勝^たへず、安濃津に往き手づから知治を刃せんと欲す。会^{たまたま}知

治伏見に右^(在)り。孝親伏見に径至し知治の臣を執り質と為し以て歸る。

十年五月、孝親、知治違令し亡命者を匿すを訴ふ。知治も亦孝親の專恣を訴ふ。神祖、二人を諭して曰はく、「吾鬪職（將軍職）を大樹に譲り頗る退陰と同じ。須らく江府に抵り之を大樹に訴ふべし」と。孝親已むを得ず忿を抑ふ。数年を歴、既にして左門事露はるるを知り日向縣城に匿れ高橋元種に依る。知治の妻之を矜あわれみ密かに書を授け米三百石を与ふ。左門に党する者其書を盗み孝親の家に抵いたす。罪を贖ふを請ふ。孝親喜び其罪を赦す。是に至り孝親江府に至り其事を訴ふ。大將軍、知治を召す。

十月八日、神祖・大將軍正殿に座し其訟を聴く。執政群臣悉く列座す。知治敢へて逋逃ほする者を匿さざるを陳謝す。争弁已まず。孝親懷を探り知治の妻の書を出し之を進む。知治其事を知らずと雖へども妻の手書を見辞氣た但（屈）だ属し事遂に決す。知治の宇和島封十一万石を奪ふ。十二年知治移封伊豫守松島 奥州巖城に流し鳥居忠政をして之を幽せしむ。鳥居忠政創業記作森伊豫守。今従年譜・家忠日記・松榮紀事 高橋元種も亦

之に座す。日向縣封七万石を奪ひ奥州に流し立花杲茂をして之を幽せしむ。阪崎左門を捕へ之を誅す。年譜・家忠日記○松栄紀事曰、高橋左近竄於筑後柳川。按ずるに、宗茂旧封を復するは寛永年中に在り。是時奥州棚倉を領す。今創業記に従ふ

十八日、大將軍、神祖を大城に享す。家忠日記係十日、今從駿府記

二十日、神祖戸田に放鷹す。

二十三日、河越に至る。

二十六日、藤堂高虎を河越旅館に召す。部下の土を遣はし宇和島を監護し士民を安輯あんしゅうせしむ。晦、神祖忍に至る。駿府記是に先んじ、信州松本城主石川康長成作数

重注于上文五年 大久保長安に党し戸籍を隱没す。事発覺す。

是月、康長の封を奪ひ筑紫に放つ。創業記・諸国城主記 康長の弟肥後守数右衛門・半

三郎並び米(采)邑を奪ひ放たる。駿府記

十一月二日、大將軍鴻巣に放鷹す。

十九日、神祖巖築に至る。

二十日、越谷に至る。

是日、大將軍江府に還る。

二十七日、神祖葛西に至る。

二十九日、江府西城に還る。駿府記

十二月三日、將に駿府に還らんとし西城を發す。稻毛に放鷹し留まること二日。

六日、中原に至る。馬場八左衛門忠時故武田萬千代信吉四家老之一密かに本多正信に告

げて曰はく、「大久保忠鄰謀反す」と。是に先んじ、忠時罪有り忠鄰の家に幽せら

る。時に年八十余。小忿を以て忠鄰に憾うらみ有り。故に之を誣ふいごう構す(偽り告げる)。正信之

をおた聞へて曰はく、「此れ、小事に非ず。汝は忠臣なり。宜しく之に厚賞すべし」と。

輒ち神祖に白す。初め正信、忠鄰と執政す。天下の事二人の掌握に在り。互いに

威權を争ふ。故に忠鄰を黜せんと欲するの志有り。十六年、忠鄰の長子忠常卒す。

忠鄰悲哀に勝へず。家居し事を視ず。時に正信も亦女子を喪ふ。而れども感容せきよう（悲嘆するようす）無く事を視るに平日の如し。或もの正信に謂ひて曰はく「始め悲悼すと雖へども今能く愛を割くさは何ぞや」と。正信曰はく「子死して哀しむは私わたくしなり。私を以て公務を廃すべけんや」と。衆称善すと雖へども識者、其忠鄰を傾けんと欲するを揣おしかるなり。是に至り、神祖、正信の言を聞き大いに驚き訝り正信をして大將軍に啓せしむ。大將軍、正信に問ひて曰はく「閣下の意如何いかん」と。正信対へて曰はく「甚だ之を悪む」と。大將軍、正信をして復命せしめて曰はく「忠鄰の罪に処するは唯だ命のみ是從ふ」と。神祖、正信に問ひて曰はく「忠鄰幕府に事ふるに忠俊何如いかん」と。対へて曰はく「近年忠鄰上を怨ずるの色有り。故に政事不與の議多し。而して其の幕府に親近する者皆忠鄰の私党なり。今閣下在り。彼敢へて心を動ぜず。臣千歳の後を恐る。其禍將に不測ならんとす。昔高師直謀反こつのもろなし將士尊氏に従はずして皆師直に属す。直義の親しんを以ても亦之と抗ふ能はず。終に

南朝に降る。宜しく之を以て 為し、暫く（とりあえず）忠鄰を黜すべし。成^(ママ)天下幸甚たり」と。神祖頗る之に惑ふ。然る故に其事に緩たり。急がず之を治む。松栄紀事

十三日、神祖再び江府に往かんと欲し稻毛に還り至る。大將軍来謁す。

十四日、神祖西城に入る。年譜・創業記・駿府記・家忠日記

十八日、禁闕の墨壁新宮城^(成)る。輪奐^{かん}壮麗。天皇^{これ}焉に徙御す。駿府記係十九日。今従年譜・

創業記・家忠日記・松栄紀事

十九日、秋月種長の子種春 時十四歳後任長門守 西城に詣で神祖に謁見す。家忠日記

二十四日、神祖越谷・河越等の地に放鷹す。駿府記係二十二日。今従年譜・創業記・家忠日記

二十六日、大久保忠鄰に命じ京畿及び西海に赴き西洋国の邪徒を援付^(攘斥)（しりぞける）

せしむ。

二十八日、神祖西城に還る。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事

是歳、井伊直孝・植村帯刀・糺勝をして伏見城を守らしむ。松栄紀事作植村土佐守・糺。按ずるに十六年家忠卒する記事誤れり。今家忠日記に従ふ。黒田長政従四位下に叙せらる。有馬豊氏の長子某、首服を大將軍の前に加へらる。諱字を授け名忠郷。従五位下に叙せられ兵部少輔と称す。光忠刀を賜ふ。金森重頼長門守と為り。出雲守可重第三子。松平重義志摩守と為り並び従五位下に叙せらる。小笠原秀政の信州飯田城に更へ同州松本城食八万石に移封す。松栄紀事○創業記作六万石。摺主図合結記旧五万石。蓋増三万石也。安麻重信に下野鹿沼結城地二万五千石を増封す。前の通り三万五千石。家忠日記・松栄紀事 泉州岸和田城主小出播磨守吉政卒す。年四十九。子大和守吉英嗣ぐ。家忠日記・

寛永系図

十九年^{甲寅}正月朔、神祖江府西城に在り。大將軍晨に西城に入り神祖に謁す。守家刀・白金一百枚を献じ元正を賀す。少将大澤基宿介^{かい}を為す。松平正久・水野金十郎盃酒を執る（担当する）。金森左兵衛・喜多見長五郎・内藤掃部膳^{そな}を俱ふ。礼畢り、

列侯群士大將軍に謁す。神祖予め列侯群士に命じ元日大城に謁する者、二日は西城に謁せしむ。(二日)三日大城に謁する者、三日西城に謁す。二日前右大臣秀頼、薄田兼相を以て使と為し賀正す。

五日、大將軍、神祖を大城に享す。親みづから膳を捧ぐ。世子、時に十一歳も亦殺饌こうせんを捧ぐ。大將軍親ら申樂を作し以て神祖を悦ばしむ。国(松)以麻呂も亦申樂を作す。時に九歳。

是日、大久保忠鄰小田原を發し京師に之く。

七日、神祖下總とけ土氣東屋の地に放鷹し葛西に至る。

八日、千葉に至る。

九日、東金に至り留まること六日。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・松栄紀事

十四日、村越茂助直吉卒す。創業記・駿府記

十七日、大久保忠鄰京師に至る。家忠日記係十六日。今従年譜・創業記・松栄紀事 監使を西

京四条に遣はし耶蘇京門二寺を焼毀し邪徒を逮捕す。其師たる者二人西国に逃匿す。

十八日、神祖江府に還る。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事

是日、山形城主最上出羽守義光卒す。年六十九。子駿河守家親封を紹ぐ。家忠日記・

義光記

十九日、神祖、本多正信を召し謂ひて曰はく、「大久保忠鄰幕府に告せずして恣に山口重政と訴(婿)を成す。罪不赦に在り。宜しく其封を奪ふべし」と。之を放つ。執

政駅を飛ばし板倉勝重に牒す。勝重、忠鄰の旅寓に抵り命(めい)を伝ふ。京師(の人脱)

又伝へ聞き大いに驚き騒ぐ。忠鄰之を聞き悉く鎧冑弓銃を裏(つ)み勝重の衛(衛)に贈る。

衆心乃ち安んじ人皆之を善しとす。松栄紀事

二十一日、神祖、安藤重信・本多忠朝・浅野長重・松平定綱・高力忠房を遣はし

小田原城を収む。

是日、神祖西城を発し神奈川に至る。

二十四日、小田原に至る。

二十五日、大將軍小田原の旅館に来謁す。神祖、大久保忠鄰の罪状を議定す。本多正信・藤堂高虎焉に聞くに与かる。小田原外記(城)を毀つを下令す。唯だ内城を留むのみ。

二十七日、神祖小田原を発す。弓銃卒を列し箱根山路を警衛す。西は三島に至り東は大磯平塚に至るまで行人を禁止す。

是日、大將軍江戸城に還る。家忠日記・松栄紀事

是月、松平忠国従五位下に叙せられ山城守に任ず。藤井松平系図・鷲峯文集・記功碑

二月二日、大久保忠鄰を佐和山にたく謫す(流す)。井伊直勝をして之を幽せしむ。家忠日

記・松栄紀事直勝作直俊今訂之 忠鄰の第三子右京亮教隆・第四子主膳正幸信を河越に謫す。嫡孫仙麻呂 長而名忠任。任加賀守 年幼きを以て寛宥せられ父忠常の封二万石を紹

ぐこと故の如し。忠鄰の第二子忠總も出で石川家成に後^{おく}るるを以て亦罪戾を免ぜらる。仙麻呂・忠總、皆屏居し出でず。年譜・創業記・家忠日記○家忠日記・松栄紀事並曰、

寛永二年忠任被釈。元和三年教隆從於津輕、幸信從於南部。寛永五年二人被釈

三日、故大久保忠佐所居の沼津城を毀つ。松栄紀事。按ずるに、本書去年九月忠佐卒の下に書きて曰はく、沼津城地形利あらず。故に之を毀つと。是歳、又書きて曰はく、忠佐を以て忠鄰の叔父と為す。

故に其城を毀つと。駿府記も亦然り。今之に従ふ

是日、浅野長成駿府に來謁し紹襲を謝す。駿府記・家忠日記

五日、大將軍、青山幸成及び近臣森川内膳正・日下部河内守・大久保与十郎・大久保半助等を黜す。往年、大久保忠常病み此輩官に告げずして小田原に往き病を視る。故に之に及ぶ。創業記・松栄紀事 大久保忠鄰佐和山に在り。僧正天海其罪を積すを請ふ。神祖省みず。松栄紀事 難波戦記・松栄紀事並曰、後來井伊直孝鎮佐和山城以忠鄰功大任

重謂之曰、聞、卿、素無罪。何不披陳以明其故。請吾左右以訟其究。忠鄰曰、深領卿意。然我新（訴）寛枉

則是彰君上之信纒、非人臣之所宣言也。直孝深感其言。成瀬系図曰、忠鄰聞以謀反被、謫大驚捧一封書於駿府曰、臣歷世事數君。皆著忠貞。臣雖庸劣不敢懷携貳。縱伏介鎖、願明臣無反心。群臣恐触神祖之怒無救(敢)上之者。成瀬正成以為忠鄰辞直。上其書。神祖亦無愠(うんいかる)色。時人称其(しん)直。与上二書尤異(せ)雖未知其孰是而二書之説為長。故併附于此。

臣按ずるに、本多正信、元従の勲を以て枢要の寄を膺(う)く。謀略決機(時機的確)、賛(さん)

襄(支え君をたてること)忠を尽くす。訐謨(罪をあばく)弥縫(失敗をつくろう)の功。与(とも)に比

と為す莫(な)し(肩を並べる者はない)。松永久秀謂ふ所の不柔不剛、不野不飾、迥(はるか)に常流

を出づる者、殆んど過誉に非ざるなり。久秀語、抛羅山文集本多正信碑文然れども其蹇(けん)

蹇(けん)匪躬の節(忠節を尽すこと)錮寵弄権の心に勝へず(忠節心は恩寵を受け变化した)。勢を席(の)

べ機に乗じ、大久保忠鄰を傾けんと欲す。日已に久し。昔齊の管仲、桓公の相

を問ふに對(こた)へ、情に非ざる者を以て可と為さずと。夫れ父子は天性なり。忠鄰

子を喪ひ悲懂し事を視る能はず。此れ人情の常にして自ら已む能はざる者なり。

正信子を喪ひ哀しまず。矯激（性格が激しい）政に莅く。此れ豈に人情ならんや。其の公私の説を借り以て忠鄰を排擯せんと欲す。識者以て之を窺ふ有り。蓋し庚子の乱に正信・忠鄰、台廟に従ひ上田城を攻む。議既に合はずして罅隙（不和）此れより生ず。一旦馬場忠時の密を告ぐるを得、其機に投ずるを幸い巧言簧（簧のりド）の如く組織錦を成す。漢の絳灌の陳平を讒する、其の言浅くして見易し。故に高祖立ちどころに其の誣を辞す。晋の馮純の張華を陥いる、其の言深くして測り難し。古今を援拠し従容として理に近し。武帝之を聞き心を動かす。正信の説殆んど純の言と表裏を相為すなり。日月の明なるに浮雲時に之を蔽ふ。古より大臣を傾陥する者皆此術を用ゐるなり。忠鄰幽囚端居し過を思ふ。冤枉を申し理り以て君上の徳を傷せんと欲せず。能く大臣の体を得たり。正信、大國を封ずるを辞し善く功名を以て自ら終ふ。則ち誠に智たり。其子正純相継ぎ政を乗り威權炬赫（輝くさま）不軌を謀り以て其家を覆す。忠鄰竟に昭雪するを得て

子孫其旧封を復し世鈞軸よきんじく（大臣）を乗る。正信の讒慝ざんとく（よこしま）の迹自ら掩ふ能はず。書に曰はく「朕讒説して行ひを殄たち朕師を震驚するを壘にむ」と。其れ斯くの謂いか。

十四日、大將軍、執政奉行に命じ誓書を上らしむ。凡そ九条。酒井忠世・土井利勝・酒井忠利・安藤重信・水野忠元・井上主計頭正就 半九郎正就任主計頭・米澤勘兵衛・島田兵四郎八人連名す。家忠日記・松栄紀事、書辭載在家忠日記。今略之

十九日、巖村城主 松平系図巖村作大給。今從創業記 松平和泉守家乗卒す。年四十。子源次郎乗壽嗣ぐ。創業記・家忠日記・松栄紀事。乗壽後任和泉守

二十三日、米津清右衛門を阿波に誅す。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事 是に先んじ、松平利光、高山南坊・内藤如安を執り京師に送る。南坊、如安と耶蘇法を倡となふ。故に利光之を逮とる。使を遣はして状を駿府に白もす。京尹（左右京職の長官）板倉勝重耶蘇党類を捕へ録し名を送至す。是に至り高山南坊・内藤如安を阿媽港あまこう（マカオ）に放

つ。年譜・創業記・家忠日記・松栄紀事 神祖、本多正信・正純父子を召し命じて曰はく「日本国中、耶蘇法を奉ずるも速やかに其法を改むる者之を赦すべし。改めざるは津輕に配す」と。正信父子諸国に頒下し奉令せしむ。凡そ天主教を奉るは近世の事なり。大友宗麟 左京大史義鎮剃髮称宗麟 豊後に在り。国富兵彊、威西海に震ふ。毎年蕃舶往来す。民と貿易し其法を勧む。商売大いに利を得。故に国人悦びて之に歸す。宗麟も亦其法を喜ぶ。織田信長、数はし荒木摂津守村重を攻め克つ能はず。高山南坊もと素其法を奉ず。信長、伴天連を遣はし之を誘説す。南坊信長に歸す。村重援を失ひ亡去す。信長、其功を賞め伴天連邪法を倡するを許す。故に其法天下に浸淫す。神祖其国家を害するを惡み固く之を禁遏きんあつ（おさえつける）し西津より来る者悉く木国（本）に遣還す。南禅寺僧以心に作文を命じ邪法を論弁せしめ天下人民に諭告す。是歳正月、大久保忠鄰をして邪法を攘斥せしむ。無何忠鄰流竄せらる。故に長谷川藤廣に命じ南坊・如安以下其徒一百余人を阿媽港に放ち七十余人を津輕に流す。

是月、彗星東南に見ゆ。大阪殿守に煙氣起つ。城中及び市人皆以て火と為し馳せ之を救ふも其迹を見ず。人皆之を異とす。前右大臣秀頼、片桐且元に命じ朝鮮客李文長をして之を右(占)はしむ。焦氏易林に抛り之を占ふ。「臨、坎かに之くに遇ふ」。繇よう

(うた)曰はく「人面九口。長舌、斧と為る。瑚璉これん(祭の器)を断破し殷商(殷王朝)後を絶つ」と。又占ひ「良益こんに之くに遇ふ」。繇曰はく「兵を尋め疆もとを争ふ。松栄紀事、

尋作集。今抛易林訂之 其の貞良を失ひ我殺郷こうに敗る」と。抛難波戦記。殺郷殺 (函)之義也 文長曰はく「大凶」と。秀頼大いに驚き使を畿内の神社仏寺に遣はし之を祈祷す。松

栄紀事・難波戦記

三月六日、勅使廣橋権大納言藤原兼勝・三條権大納言藤原実條江府に抵らんとし先づ駿府を過ぐ。廣橋左大辨藤原兼賢 権大納言總光子・日野右大辨藤原光慶 権大納

言実勝子・四辻宰相藤原秀継 権大納言公遠子・高倉少将藤原永慶も亦之に従ひ来たり。

永慶權大納言永孝子

九日、大將軍、從一位に叙せられ右大臣と為る。年譜・創業記・公卿補任。但松栄紀事係二

月九日誤

二十六日、神祖、管弦を城中に設く。参議藤原季継箏を弾じ伶人笙しよつひちりき 箎を吹く。

千秋楽・青海波・陵王凡そ三関けつ(回) 年譜・駿府記・家忠日記 既にして勅使来、任大臣

の宣旨江府に抵る。諸卿従行す。大將軍申樂を設け之を享す。駿府記・松栄紀事

是月、神祖、僧録司金地院長老崇傳に命じ五山老宿十余人を選ず。「政を為すは徳を以てす」(『論語』為政)を以て題と為し作文す。「宝樹華果多し」を以て題と為し頌しょう

(詩歌の一つ)を作る。大將軍之を江府に召す。「君子の徳は風、小人の徳は草、草之に風を上くわふれば必ず偃ふす(なびく)」を以て題と為し作文す。「法任法位世間相常住そ」を以て題と為し頌を作る。神祖、僧崇傳・林道春をして之を讀ましめ聞きて之を

善しとす。年譜・創業記・駿府記・松栄紀事

四月三日、日色朱の如し。

五日、駿州前浜に異魚を獲る。形は以て龜。甚だ大。頭は犬の如し。背は黒く龜甲の如し。腹は斑に尾三股にて鱗大。其重きこと二十余人に之を持つ。

六日、雨雹寒く冬の如し。年譜・駿府記・家忠日記 勅使藤原兼勝・藤原実條及諸卿江府より還り亦駿府に至る。

二十一日、神祖申樂を設け之を享す。兼勝・実條密詔を伝へて曰はく「須らく大樹の女子をして入内せしめ女御と立て為すべし」と。神祖に奨むるに太政大臣と為す、或は准三後の宣旨を下す、二者一に居くと。神祖、相国及び准三后を固辞して孫「女入内之カ」詔を奉く。因りて二卿に謂ひて曰はく「頗る上奏を経「公卿のカ」規矩を更「定せんカ」と欲す。宜しく秘府（朝廷の書庫）及び諸家の記録を借り之を謄写すべし」と。二卿「諾すカ」。（駿）府記・松（榮）紀事

二十六日、古河城主小笠原左衛門佐信之卒す。年四十五。子政信嗣ぐ。家忠日記・松

栄紀事。 抛寛永系図、政信後襲称左衛門佐

是月、諸州列侯に命じ江府及び越後高田二城の墨壁を築かしむ。 年譜・家忠日記・松栄

紀事

五月八日、大將軍、酒井忠世を以て使と為し駿府に抵り白金三十枚 創業記作三百枚。

駿府記曰、神祖留三百枚還其余。蓋創業記抛実書之也。・長光刀及び良馬一匹を献ず。以て右大

臣を拜するを告ぐ。神祖大いに悦び良刀を忠世に賜ふ。

二十日、前権中納言従三位前田利長薨ず。年五十三。 年譜・創業記・駿府記・家忠日記・

松栄紀事。 利長致仕利光襲封、見上文六年六月

是月、池田越前守重利始めて駿府に來、神祖に謁す。 家忠日記。 本書曰、重利先世在本朝（願

カ）寺称下間按察使池田重利外家也。故胄母氏 冷泉中納言藤原為満・飛鳥井中納言藤原雅庸、

神祖の招來を以て駿府に謁す。神祖、古今和歌集奥秘を為満より受け、源氏物語

三箇大事か（「源氏物語」の秘伝）を雅庸より受く。屢其講を聴く。皇朝・異域の書を聚む

るを好む。其廢絶を憂へ古書を搜訪し之を官庫に貯ふ。故に人、争ひ之を献ず。

菊亭右大臣藤原晴季律二卷・令九篇を献ず。松榮紀事曰、今十二卷其余闕。駿府記曰、今九篇

中一篇闕。今從之日野唯心、侍中群要按十卷・故実抄七冊を献ず。皆金沢文庫の遺本

なり。其余猶ほ多し。晋書（しよ）・玉海・朱子大全・朱子語類・大学衍義補・二程全書・

文章辨體・文章正宗等三十部を大將軍に送る。江戸の書庫に蔵す。又僧崇傳・林

道春に命じ五山僧徒の學術有る者を選び、群言治要・貞觀政要・続日本紀・延喜

式の、治道に便なる要語を考索せしむ。之を抄出し書き成す。道春をして之を讀

ましめ恒に治要を図る。四書六経（けい）の義に通ずる者を以て顧問に備ふ。弓馬劍術に

精たるは其芸を試み、能く曲芸小技に至るは挙用せざるは莫し。本願寺門主の世

臣下間少進法印、申樂に妙たり。其余の申樂の長、觀世・金春・保生・金剛及び

笛鼓雜劇其芸を名のるは皆之を駿府に召し申樂を作し（校）數之を觀る。越前幸若太夫

は舞を以て名を得。瞽者琵琶法師、平家を唱ふる檢授及び本因坊算沙・宗桂、困

梶・象戲しやうぎに妙たる者も亦駿府に召し之を試みる。故に一芸一能に名ある者皆能く業に励み其事に精妙たり。普く諸宗に仏法を聞く。初め浄土の法要を觀智国師に問ひ後南光坊僧正天海を召し屢天台論議を聞く。又曹洞宗僧を召し法門を聴く。天海に命じ延暦寺先宿(老)正覚等数人を選ばしめ其論議を聞く。高野山学侶大楽院・多聞院庵室等老宿を召し真言論議を聞く。興福寺總寺院・喜多院・阿弥陀寺を召し法相論議を聞く。智積院及び觀識坊・長存坊・圓福寺等を召し真言新義論議を聴く。東大寺僧清涼院・大喜院・總持院等を召し華嚴論議を聴く。殆んど虚日(ひまな時)無し。又諸宗奥義を尋ねかつけい積せんと欲するも、或は秘して言はざる者、或は綱要を祖説(粗)する者有り。僧正天海かつけい黠慧にして台教に老たり。以為へらく、天下を維持する者即ち仏菩薩なり。之を秘すべからずと。天台真義に傾倒し底蘊うんを遺さず。神祖密かに其の血脈を受く。時に之を崇重し屢諸宗の學術を試みおしめく耆宿・碩学者を賞す。或は金銀衣物を賜ひ或は封戸を其寺に給ふ。故に諸宗しと緇徒(僧)能

く宗旨に通じ其精妙を究む。 拋駿府記、二月至七月屢聞諸宗論議。而非旦夕之事。松榮紀事書神祖
振起諸道終書之命從之

六月六日、妙法院・梶井・青蓮院三門主 三門主諸書名闕。按ずるに、伏見邦輔親王の子常胤法
親王、此の時妙法院に居す。後陽成帝の皇子常戸法親王梶井に居す。伏見貞敦親王孫尊純法親王青蓮院に居
す。蓋し此の三人なり。然して闕疑し書かず 駿府に来、延曆寺僧徒と台教を営中に論議す。
七日、神祖申樂を設け三門主を饗す。

二十一日、山口直友を長崎に遣はし天主教邪徒を攘斥す。 年譜・駿府記・家忠日記

七月十三日、前田利光の臣前田對馬守・永原左衛門尉・奥村撰津守・本多安房守
政重等 政重本多正信第四子 駿府に抵り、利長の遺（留カ）物名刀二握を献ず。因りて諸（請）

ふに、利長致仕し采邑十六万石能登に在り。願はくは利光に賜へと。神祖、四人
を召す。其請ふ所の如く利光をして之を領せしめ三万石を利光の妻に給ふ。 神祖之
孫女 諭して曰はく「利光年少わかし。汝等宜しく忠を尽くし補導すべし」と。四人感

泣して退く。駿府記・松榮紀事 是に先んじ、前右大臣秀頼、片桐且元に命じ大仏殿の
洪（巨大な）鐘を鑄せしむ。東福寺長老清韓銘を作す。秀頼、且元を駿府に遣はし大
像を慶賛するを告ぐ。神祖、之を躱よしとして曰はく「秀頼願主として宜しく京師
に出で之を命ずべし」と。且元喜び大阪に帰り之を秀頼に告ぐ。吉を涓えらび八月三
日を以て期と為す。是に至り僧正天海言ふに、秀頼大仏を供養するに仁和寺門主後
陽成帝皇子覚深法親王を以て開眼導師と為し、妙法院門主供養導師と為すと。開眼・
供養皆妙法院門主を以て之と為さば則ち事理允（無）惟たり。而るに今真言・天台兩門
主を以て導師と為すは座位の争を開くを恐る。往年太閤の時、徳善院、真言宗を
以て職に居おく。高野木食上人興山寵遇せらる。皆一時に権勢有り。故に真言宗左
座と為すは此れ永制と為すべからずと。神祖命じて曰はく「近世の例は依拠する
に足らず。昔聖武皇帝大仏を造り、源頼朝之を再興供養す。須らく此例を用ゐる
べし」と。乃ち僧崇傳をして書を作さしめ片桐且元を諭す。駿府記・松榮紀事 秀頼、

織田老犬・其弟有楽・大野治長及び且元の弟主膳正元重を召し京師に往くの可否を問ふ。治長対へて曰はく、「親みずから京師に往かずと雖へども供養の式以て行ふべし。若し戒心（警戒心）有らば行かざるに如かず」と。老犬兄弟も亦以て然りと為す。故に秀頼決議し往かず。

其日、老犬血を欧はき暴卒つぱい（急死）す。時の人以て不詳と為す。難波戦記。按ずるに織田系

譜、老犬是年六月某日卒す。蓋し此時の事なり

十八日、板倉勝重・片桐且元京師より駅言す（宿繼で知らせる）。秀頼、將に八月三日を以て大仏を供養せんとす。早晨、仁和寺門主開眼し日午供養す。座位天台座主を以て左と為し関白信尚以下三台百司悉く来会すと。梓人中井正次鐘銘の草藁（草稿）を献ず。神祖、之を覽らんじ憚はたばず。駿府記・松栄紀事

二十六日、片桐且元再び秀頼の命を以て慶賛の期を告ぐ。神祖憤い恚いして曰はく、「嚮さきに上棟の牌を見る。拋駿府記、神祖使写諸寺棟牌、覽之。皆有梓人姓名無大仏殿棟牌唯書大阪工匠之

姓名、而無梓人中井大和守以下之名。故神祖怒之。又供養の儀を聞くに皆事体を失す。今鐘銘を見るに是れ我を詛のろふなり。何則序なんとなればに葉上の大釈迦、葉中の小釈迦、互に主伴を為すの語有り。此れ吾に代り治世すの意を寓たとふるなり。銘に国家安康の語有り。此れ吾名を犯して之を截そるなり。詛そに非ずして何ぞや」と。鐘銘載在駿府記・家忠日記・

難波戦記等諸書。今略之

二十七日、佐野城主佐野信吉の封を奪ひ小笠原秀政をして之を幽せしむ。富田知治の弟たるを以て連座す。創業記・駿府記

二十九日、本多正純駅を飛ばし神祖の怒りを片桐且元に告ぐ。秀頼將に八月三日を以て大像を慶賛せんとす。天台・真言の僧一千を集め土きん廣く麩集(寄りあつまる)す。

供張甚だ盛たり。板倉勝重以て神祖甚だ鐘銘不詳の語に怒るを報す。之を稽延すべしと。秀頼、正純・勝重の言を聞き大いに驚き即ち慶賛を停む。片桐且元を駿府に遣はし鐘銘別に異忠(志)無きを分疏す。且元、神祖の怒を畏れ敢へて駿府に入ら

ず鞠子の仏寺に寓し以て意を動ぜんと伺ふ。神祖、板倉盛昌を京師に遣はし五山老宿をして鐘銘不詳の語を注解して之を進めしむ。年譜・創業記・駿府記・家忠日記・難波

戦記・徳川記・松栄紀事

是月、有馬直純を高橋元種の旧領日向縣城に移封す。創業記

八月六日、僧崇傳に命じ大蔵一覽を梓行せしむ。

十三日、南蛮来貢し絲帛等の物を献ず。年譜・駿府記・家忠日記 大將軍、阿部四郎五郎

正之を肥後に遣はし国事を監察せしむ。家忠日記。正之四郎五郎忠政季子

二十八日、坂東諸国大風し廬舎悉く壊す。

是月、東捕寨とんぼーさいの人、虎子二を献ず。神祖之を江府に送り世子及び国松麻呂に致さ

しむ。創業記・駿府記 板倉重昌京師より帰り五山老宿七人鐘銘を非とする注解を上る。

僧清韓譴せられ屏居す。駿府記・難波戦記・松栄紀事 片桐且元久しく鞠子に在るも謁を晋すす

むるを得ず。大虞院之を聞き二女大蔵卿・正永尼を駿府に遣はし秀頼他無きを謝

し書を以て附す。大蔵卿、大虞院乳母而大野治長之母、正永渡邊内蔵助尚之母也。難波戦記載渡辺筑

後守之母二位局、大阪記載饗場局以為三女。皆他書所無。今從創業記・駿府記・家忠日記・徳川記・大阪陣

冬夏事記・慶元記・松栄紀事 二女、神祖の怒を憚り輒ち城に入らず街市に寓す。阿茶局・

本多正純に就き（仲介を頼む）旨を取る。神祖、一（二カ）女を召し城に入れ善く之を遇す。

二女悦ぶ。慶元記・難波戦記。但難波戦記為三女。説見上

九月朔、阿蘭陀来貢し白絲・木綿・緞子及び藥物を献ず。創業記・駿府記・家忠日記

七日、舟橋大炊助・清原秀相三代実録を献ず。其父秀賢の遺留物なり。駿府記

九日、神祖、本多正純をして片桐且元を城中に召さしむ。且元、秀頼の意を述べ

之を謝す。神祖諭して曰はく「秀頼、大樹の婿にして父子の義有り。苟（い）しくも能

く赤心を輸（いた）さば則ち吾何ぞ之に負はんや」と。且元拝謝して退く。大阪の二女専

ら鐘銘の語を分疏せんと欲す。故に急ぎ鐘銘を読み之を習ふ。途に在り諷誦し口

に上る。謁に及び神祖未だ嘗て鐘銘の事に言及せず。懇ろに二女を諭して曰はく

「吾常に秀頼を眷顧し其成立を喜ぶ。而るに姦臣事を用ゐ国体を傷損す。浮浪の徒を召集し少壯武技を習ふを尋ぬ。其意將に不測たらんとす。吾秀頼を猶子と視る。而れども彼、我を路人の如く遇す。甚だ所望に乖もる。然して淀殿母子豈に復び他時姦臣の誤る所と為り、邪謀を構成すること有るか。今宜しく其魁首を為す者を斥くべし。丹誠を將軍に瀝そそがば則ち、義、父子に同じ。恩、骨肉ひとに侔ひし。彼此、違言有る無し。而して両家永に一体と為る。汝等宜しく淀殿に此意を以て報ずべし其餘片桐東市正に面諭して之を悉つくす」と。二女大いに悦び出でて大野吉

岐守治氏の家に宿す。治氏、治長弟、名抛一本難波戦記。本書或云、治長季子。卷末書曰、治長之弟

道見主馬之兄。抛下文駿府記・松栄紀事所載、治氏之言治長之弟而非其子也。慶元記曰、四月神祖召片桐且

元於駿府詰問秀頼蓋（蓄）異志。且元謝曰、無之。請召大野修理亮糾察之。即召治長。治長抵駿府陳謝。神

祖意解。徳川記曰、六月召且元。難波戦記曰、四月且元治長及且元之弟主膳元重銜秀頼之命使于駿府。然憚

神祖之怒不敢入府中、寓于鞠子徳願禅寺。七月下旬神祖謂本多正純曰、市正・主膳・修理久在鞠子。大阪租

税何人収人（之）。正純諭旨三人。於是主膳・修理歸于大阪且元留于鞠子。淀殿聞其不得謁見乃以三女為使云云。年譜・創業記・家忠日記七神祖覽鐘銘而怒事始于此四月至六月。元無其事。今從年譜・創業記・家忠日記・松榮紀事

是日、里見安房守忠義の封を奪ひ伯耆に謫す。其臣正木大膳時堯（堯時）〔割注欠〕・正木淡路之に従ふ。大久保忠鄰の女婿たるを以てなり。内藤政長・本多忠朝をして房州に往き館山城を毀たしむ。加藤源四郎・大田吉政之を監る。年譜・創業記・家忠日記・

松榮紀事

十一日、片桐且元及び大蔵卿・正永尼、將に大阪に歸らんとす。二女本多正純に就き神祖の回翰を得るを請ふ。正純曰はく「既に面諭を承る。何ぞ復書を至さん」と。二女強ひて請ふ。正純已むを得ず之を神祖に告ぐ。神祖曰はく「面諭つく悉せり。書復びすべき無し。宜しく此を以て淀殿に報すべし」と。二女、且元と駿府を去る。難波戦記曰、三女請歸大阪。神祖諭曰、宜赴江府以報秀頼夫人平安。三女往江戸。大將軍厚待之。三

女悦歸駿府。請復命。其余諸書皆無其事。大阪記曰、二女請還。神祖曰、尾州宰相娶故淺野左京太夫之女。期已在近。宜住名護屋相其礼。婚成三女歸大阪。慶元記亦云、二女相礼。乃ち按ずるに義直卿幸長の女を娶るは明年四月に在り。二書誤れり。神祖、姑しはひく且元を留め正純をして旨を伝へしめて曰はく、「嚮さきに二女を諭す。吾秀頼を猶子と視るに何ぞ疎斥のあらんや。然れども誠を輸すの跡を彰あきらかにせば則ち將軍の意終に解くべからず」と。且元曰はく「秀頼、自立の志を挟むは吾の知る所に非ざるなり。誠を輸すの迹如何いかんして可とする。願はくは教を承らん」と。正純答へず。且元曰はく「然らば則ち江府に往き以て幕府の旨を承る」と。正純曰はく「事の可否は吾の決する所に非ず」と。歸りて之を神祖に告ぐ。神祖曰はく「縦ひ東市正、江府に往くとも吾言と異有たらず。第た大阪に歸り淀殿母子に吾言を以て告げよ」と。且元已むを得ず亦駿府を去り江州上山駅に至る。家忠日記曰、水口駅。一本難波戦記曰、浜松伝舎。今從創業記・冬夏事記・松榮紀事二女と伝舎に会ふ。二女、神祖の懇遇を悦び之を且元に告ぐ。且元曰はく「我の聞

く所の如くは大いに之と異なる。大御所我に秀頼公の輸誠を以て迫る。將軍其端倪（糸口）を揣る。はか蓋し三事有り。其一秀頼公大阪城を避り他邦に移るか。其二秀頼公出で関東に之くか。其三淀殿、將軍夫人と姉妹たり。事を契濶けいかつに託し行き質と為るか。三者其一を得ずんば則ち事必ず諧かなはず」と。二女大いに驚く。然れども色なに形さず竊かに相謂ひて曰はく「此必ず大御所の言に非ず。東市正、我君を売りに以て関東に媚び便宜もとを討め以て己の計を為すなり」と。乃ち急ぎ書を大虞院に馳せ之を告ぐ。且元京師に往き板倉勝重と事を議る。二女大阪に還り東市正反心有りと讒す。大虞院之を信じ大いに怒りて曰はく「吾太閤きそう箕帚きそうの妾（人妻の謙稱）たりと雖へども亦秀頼の所生なり。且信長の姪女たり。何ぞ関東に赴き辱めを受けんや。母子城中に死なん。此吾志なり」と。乃ち其宰大野治長を召し且元を誅するを謀る。家忠日記曰、神祖留且元於駿府使崇傳長老・本多正純謂且元曰、聞秀頼聚兵大阪將謀不軌。人皆

危之。命（今）不速諫止之則与將軍構兵。是我憂也。汝宜熟圖銷禍未然。且元曰、此天下大事也。不可以下

接上。願聞其旨以告秀頼固辞再三。神祖強之。且元謂正純曰、家（蒙）昧不知所言。願承教。正純拳以三事曰、今解二公之愠無出此三者。宜熟思之。且元發駿府至土山与二女会語云云。年譜・創業記・駿府記・但書綱要不載節目。徳川記・難波戦記大較与家忠日記同。而冬夏事記・松栄紀事、叙事得体。今從之○難波戦記曰、且元以為三事皆難。而淀殿赴關東稍為易。何則往年小牧長嶽之戦太閤皆不得志而終与大御所講和、以大政所為質。援此例以諫淀殿則或能容之。然後往江府請給宅地於品川。品川斥鹵之地（塩分が多い荒れ地）。築之甚難。記（託）于採石大阪遷延歲月。及築室而成称淀殿有病則可經二・三年。国家之变終不可料。故欲以此勸淀殿。大阪記曰、且元欲請宅地於駿府。二説不同。未知孰是。附以備考 是に先んじ、原主水、天主教を奉じ關東に逃匿す。吏卒之を捕へ送る。

十三日、主水の両手指を截り其額に印烙し之を逐ふ。 駿府記・松栄紀事

十六日、松平利光駿府に來謁し紹封を謝す。守家大刀・国俊短刀・黄金三百枚・紅絹二百匹・白絹一百匹を献ず。神祖腰刀一双及び加賀・能登・越中三州を領する印章を賜ふ。 創業記・駿府記・松栄紀事

十七日、大將軍、壘壁を築く諸侯人を勞ひ白金五百枚・衣服五十領・馬五匹を賜ふ。其餘恩賚おんらい差有り。創業記○藤堂高虎行狀曰、是歲、高虎重築江戸大城之石壁。大將軍、賜雄劍、

蓋右（在）此時也。大野治長、素片桐且元と協せず。もと浪花戰記曰、治長、淀殿之宰而大藏卿之子

也。故淀殿親任之。權頭中外、且元雖為秀賴之傳而數使駿府受神祖之恩遇。故治長等疏斥之。每在大議多不

得与聞、遂成嫌隙 事に因り之を除かんと欲す。乃ち秀賴の乳母子木村長門守重成 或作

玄成関白秀次之宰常陸介定光子 及び（渡辺）辺渡内蔵助尚 難波戰記曰、父宮内少輔渡。事將軍義晴公諸書尚

作糺。今從南行雜錄・薄田兼相等と議りて曰はく「近年諸大家東西土木の役に苦しむ。

皆乱を幸ねがふの心有り。西国の大家、太閤の恩眷者多し。檄を馳せ伝命せば当に悉く来集すべし。東国の大家伊達政宗を以て首と為し使を遣はし敦く諭さば誰か敢へて応ぜざらん。亟やかに東市正を誅し以て義兵を挙げなば則ち事必ず成らんと議定す。

二十三日、且元大阪に還り秀賴に謁し神祖の命を告げ三事を以て挙げて曰はく「臣

の言ふ所裁決する所有らば則ち臣宜しく駿府に再往し以て大御所に報ずべし」と。
大虞院、侍女をして伝命せしめて曰はく「吾未だ嘗て汝に見えずと雖へども此れ
重事なり。他人をして之を啓もつさしむべからず。宜しく良晨を択び登城すべし。吾而(面)
し之を聞かん」と。其実は近臣をして之を殺さしめんと欲す。家忠日記・冬夏事記並曰、

使大野修理・渡邊内蔵助・木村長門守殺之。難波戦記曰、薄田隼人正・石河伊豆守二人多力驍健。故命之。

未不知孰是 且元其謀を知らず家に還り期を待つ。是に先んじ、織田常真(信雄)京師
に流寓すること十余年。大虞院、其中表(いとこ同士)の親したしみ有るを以て大阪天満第に
居せしむ。以て緩急に恃むべしと為す。是に至り城中に招き之に密かに告げて曰
はく「片桐東市正禍心を包蔵す。今之を誅し以て関東に敵せんと欲す。請ふ、大
將と為り諸軍を総督せよ」と。常真辞して曰はく「東市正を殺さば則ち関東の怒
り盛んに、之に敵すること甚だ難し。宜しく其謀を輟やめ以て保全を図るべし」と。
切諫すること再三。大虞院終に聴かず。常真天満第に帰り密かに石河貞政を招き

之を議る。貞政、片桐元重と相善し。故に之を左右せんと欲す。而れども又秀頼に叛せんと欲せず。乃ち密謀を以て悉く元重に告ぐ。断髪し高野山に遁る。難波戦

記曰、大阪城中盛称石河貞政党且元。貞政聞之欲与大野治長・渡辺尚交刃而死。登城横刀睥睨座中大言曰、

聞、貞政有罪当誅。今吾戴吾頭。来亟取之。貞政素有勇名。状貌偉皆裂髪立。人皆畏之無敢擬之者。貞政遂出奔。諸書所不載。故附于此。按ずるに、諸書貞政後に諸軍と大阪城を囲むと。蓋し此後神祖に帰するなり 渡

辺筑後守勝も亦其謀を知りて大坂を去る。人心恟恟きょうきょうたり(びくびくする)。

二十五日、常真、且元の臣小島莊兵衛を天満第に召し告げて曰はく、「今日秀頼母子、東市正を城中に召し之を見るに託して実は親臣をして之を殺さしむ」と。難波

戦記・冬夏中(事)記為二十四日事。今従家忠日記・松栄記事 莊兵衛大いに驚き馳せ帰り之を告

ぐ。且元將に束髪し登城せんとし之を聞く。嘆じて曰はく、「黄吻輩(未熟者)妄りに事を生ず。右府の運傾くは翹足(足をつまだてる)して待つべきなり」と。常真、旧臣

津田與庵(興)をして板倉勝重と謀り再(舟)にて己を迎へしむ。竟に大阪を去り京師に奔る。

大虞院、大野治長をして且元を召さしむ。且元病と称して出でず。治長恇きょう（おそれる）
憂し以為へらく、彼既に密謀を知る。之を奈何いかなせんと。城中の管鑰かんやく皆彼の掌する
所、登時城を奪ひ噬臍ぜいせい（ほぞをかむ）すとも及ぶ無し。之を急攻するに如かずと。不乃ち
且元の采邑を没す。兵を発するを議る。且元之を聞き亦元重と議る。兵を其第に
聚め拒守の計を為す。而して其第の地勢頗る險固にして輒ち攻むるに易からず。
故に治長、且元兄弟を離間せんと欲し諸將と議り使を遣はす。元重を誚責しやくせして曰
はく、「往年右府公痘を患ひ危篤たり。子儕輩しせいはい（同輩）に語りて曰はく、「若し不諱有ら
ば必ず当に殉死すべし」と。今主君に叛して東市正に党す、何ぞ前言と相反する
や」と。元重曰はく、「我主君の為に生を捨つること鴻より軽し。然りと雖へども
家兄東市正、赤心尽忠し国家を弥縫かえす。反かえり讒臣の為に構陷せられ罪無く戮せら
る。我解せざる所なり。東市正、実まことに不臣の迹有らば則ち大義、親を顧みず我立
ちどころに之を誅し、復び君輩兵を動かすを煩はさざるなり。今曲直を問はず妄

りに誅戮を加へば則ち寧ろ家兄と同死せん。君輩の頤指（あごで指示する）氣使（他人をこ
きつかう）を受くる能はざるなり」と。年譜・創業記・駿府記・徳川記・家忠日記・難波戦記・松

栄記事 秀頼の近臣、今木源右衛門、且元の第に往き説きて曰はく「城中に八門有り
其二是織田有楽七隊長と掌する所、其余は皆吾子主膳正と掌する所。中夜勒兵（ろく
城中に潜入、先づ牙城を奪ひ西城の戍兵を驅擯（くひんす。大野兄弟を誅戮し関東に告状
す。以て処分を待つ。若し関東容さずは則ち城に拠り一戦し以て雌雄を決せん。
計之を過つ者無し」と。且元曰はく「然らず。吾毫も反心無し。唯だ讒者の来攻
を待ち一矢を放ち以て自殺せんと欲す。若し嬰城（籠城）拳兵せば則ち是れ反なり。
何を以て吾素志を明らかにせんや」と。源右衛門曰はく「然らば則ち質を送るか」
と。且元曰はく「是れ吾志なり」と。源右衛門城に還り且元の言を述べ、秀頼意
解く。難波戦記 大野治長又諸將と議り使を遣はし且元を諭して曰はく「子今忤（さからふ。
今来謁せずして兵を城下に衆（あつむるは反者の迹を免かれず。若し諫を納れんと欲せ

ば宜しく城下を退き以て漸く上言すべし」と。且元乃ち四門の鑰匙やくし（平らなかぎ）を獻じて曰はく「臣忠を尽すと雖へども反り不忠の憂ふる所と為る。天、右府公の鑑を奪ひ永に国家を保つ能はず。臣悲慟に勝たへず。將に高野山に避せんと欲す」と。

家忠日記・徳川記・慶元記・難波戦記